

北海道告示第 10644 号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第17条第4項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画の案を、次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月8日

北海道知事 鈴木 直道

1 計画地区及び縦覧場所

地区名 : 八雲地区

縦覧場所: 北海道渡島総合振興局産業振興部水産課

(〒041-8558 北海道函館市美原4丁目6-16 電話番号 0138-47-9483)

地区名 : 斜里地区

縦覧場所: 北海道オホーツク総合振興局産業振興部水産課

(〒093-8585 北海道網走市北7条西3丁目1-3 電話番号 0152-41-0657)

2 縦覧図書

特定漁港漁場整備事業計画書（案）

3 縦覧期間

令和8年4月9日から令和8年4月28日まで

4 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

5 その他

意見を述べようとする者は、令和8年4月28日（縦覧期間満了の日）までに、意見の内容を記載した書面に、氏名又は名称、住所、連絡先、年齢及び性別を記載して提出することができる。

なお、意見の提出方法は、原則として持参、郵便、ファクシミリ、電子メールによることとし、その提出先は、関係（総合）振興局産業振興部水産課とする。